⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置は、ターンテーブル上に設置し、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線の基準点の地上高は、供試装置の放射の中心とほぼ同じ高さとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は３ｍ以上10ｍ以下とし、測定した電界強度は次の式で測定距離３ｍでの電界強度に変換した上で法令に定める許容値と比較すること。

$$E_{3\mathrm{m}} = E_{\mathrm{d}} + 20\log_{10}\left(\frac{d}{3}\right)$$

$E_{3\mathrm{m}}$：測定距離３ｍでの電界強度（dB（１μV／ｍを０dBとする。））

E_{d}：実際に測定を行った距離dｍでの電界強度(dB(１μV／ｍを０dBとする。))

d：実際に測定を行った距離（ｍ）

⑹　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　電波吸収体の構成及び配置は、次のとおりとすること。

ア　試験場の妥当性確認の際に床に敷設された電波吸収体は、敷設した状態で測定しなければならない。

イ　アの規定にかかわらず、供試装置の直下及びその周囲10㎝までは電波吸収体を取り外して測定することができ、また、床置型装置であって、当該装置を電波吸収体の高さより上に設置できない場合は、測定空中線の基準点から30㎝までは当該装置を電波吸収体によって遮ることができる。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から供給される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は当該電源線を用いること。

⒀　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ＣＭＡＤを用いなければならない。

⒁　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルはケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⒂　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒃　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒄　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⒅　電波全無響室で測定する場合は、供試装置から床面に落ちる全てのケーブルは少なくとも80㎝は電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⒆　供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高は、次の式で与えられる値より小さくなくてはならない。

$$w = 2d \times \tan\left(0.5 \times \theta_{3\mathrm{dB}}\right)$$

w：供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高の許容値（ｍ単位）

d：実際に測定を行った距離（ｍ単位）

$\theta_{3\mathrm{dB}}$：測定する周波数における測定空中線の電界面又は磁界面の３dBビーム幅のいずれか小さい値（度単位）

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　尖頭値測定は、次のとおり行うこと。

ア　検波器の帯域幅（インパルス帯域幅）を１MHzに設定して、水平及び垂直偏波のそれぞれに供試装置の前面が測定用空中線に正対した位置を初期位置としてマックスホールドモードで２分間測定すること。この場合において、供試装置からの放射強度が安定しているときは、偏波ごと又は方位角ごとの測定時間を20秒まで短縮することができる。

イ　ターンテーブルを回転させて方位角を30度変えて同様に測定することを繰り返し、12の測定位置の全てについて測定すること。

⑹　対数平均法の重み付け測定は、検波器の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定して、次の表に定めるサブ周波数範囲ごとに、尖頭値測定においてそのサブ周波数範囲内でその最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波で、その周波数を中心とした20MHzの範囲を最低５回測定すること。

表１　重み付け電界強度測定におけるサブ周波数範囲の一覧

サブ周波数範囲
１GHzから2.4GHzまで
2.5GHzから6.125GHzまで
6.125GHzから8.575GHzまで